

公共工事コスト縮減対策に関する行動計画

三重県津市

# 目 次

## 第1 基本的考え方

1	行動計画の位置づけ	-----	1
2	背景と目的	-----	1
3	行動計画の対象	-----	1
4	実施スケジュール	-----	2

## 第2 具体的措置

1	公共工事コスト縮減の考え方	-----	2
	(1) 広範囲な取り組みの必要性		
	(2) 機能・品質の確保		
2	コスト縮減のための具体的施策	-----	2
	(1) コスト縮減の視点		
	(2) 具体的施策		
3	公共工事コスト縮減の目標	-----	7
	(1) 考え方		
	(2) 数値目標		
4	フォローアップ	-----	8
	(1) 実施方法		
	(2) 実施内容		
	(3) 行動計画の見直し		

別添資料	コスト縮減のための具体的施策	-----	9
------	----------------	-------	---

## 第1 基本的考え方

### 1 津市行動計画の位置づけ

津市行動計画は、公共工事コスト縮減に関する国・県の行動計画を踏まえ、本市としての取り組みを図るため、行動計画として取りまとめ策定したものであります。

### 2 津市行動計画策定の背景と目的

公共工事の執行をめぐる近年の状況や厳しい財政事情を背景として、国においては、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行を通じてより着実な社会資本整備を進めるため、公共工事のコスト縮減に国を挙げて取り組んでいるところであります。

国においては、平成9年4月に「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」を策定し、これに基づき、地方公共団体を含め、各省庁が一致協力して、総合的・積極的に取り組むよう要請が行われたところであります。

これを受けて、県においては、国からの要請と喫緊の課題に取り組むため、平成9年7月に「三重県公共工事コスト縮減対策推進委員会」を設置し、全庁的な取り組みのもと同年11月に「公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」が策定されました。

本市においても、国県の動向を踏まえるとともに、わが国の経済が引き続き低成長で推移し、今後も市税等の自主財源の大幅な伸びが期待できず更に厳しい財政状況にあることから、効率的な公共事業の執行を通じて、着実な社会資本整備を進めていくためにもコスト縮減の必要性は、今まで以上に求められています。

このようなことから本行動計画は、行財政改革の一環として取り組みを行うものであります。

### 3 津市行動計画の対象

- (1) 本行動計画は基本的には、公共工事に関するコスト縮減を対象としております。
- (2) 用地取得については、公共工事の効率的な執行を支えるためには、安定的に確保することが不可欠であります。公共用地は、「正常な取引価格」で補償するものとなっており、これまでも地価の動向を踏まえた取得を行うとともに、先行取得を推進してきたところであります。また、近年の地価動向を踏まえ、これまでの下落状況を的確に反映し、適正な価格による取得に今後とも努めるものとしします。

- (3) 公共用地の取得を一層迅速化するため、用地取得に係る調査・測量等の民間委託など一層の推進・徹底等に取り組むものとします。

#### 4 実施スケジュール

津市は、平成11年度より国県の行動計画及び本行動計画に基づき、公共工事コスト縮減に資する諸施策を速やかに実施するとともに、遅くとも平成12年度末までに完了し、その効果が可及的速やかに得られるよう最大限の努力をすることとします。

## 第2 具体的措置

### 1 公共工事コスト縮減の考え方

#### (1) 広範な取り組みの必要性

公共工事は、多くの要素に関係する総合的な社会活動であり、公共工事の実効的なコスト縮減を図るためには、公共工事担当部局のみならず、その他の関係部局も含め一体となった広範な取り組みが不可欠であります。

#### (2) 機能・品質の確保

公共工事の価格低減を目指すことが、社会資本が本来備えるべき機能・品質を損なわせることとなるのでは、行動計画の趣旨に反することとなります。

したがって、公共工事のコスト縮減にあたっては、まず、供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の機能、品質と両立させつつ進める必要があります。

### 2 コスト縮減のための具体的施策

#### (1) コスト縮減の視点

具体的なコスト縮減の施策検討にあたっては、公共工事をめぐる最近の状況や民間ノウハウの活用、科学技術の進歩等の観点から、次の事項に重点を置きました。

- ア 計画・設計等の見直しに関すること。
- イ 工事発注の効率化に関すること。
- ウ 工事構成要素のコスト縮減に関すること。
- エ 工事実施段階での合理化・規制緩和等に関すること。
- オ その他

## (2) 具体的施策

上記の5分野について、国県の行動計画に定める施策も含め、20施策を平成11年度から実施することとします。

### ① 工事の計画・設計等の見直しに関する施策

#### ㉑ 計画手法の見直し

社会資本の整備にあたって、必要以上に華美や過大なものとなっていないか、また、現状のサービス水準が適切かなど社会資本の計画手法に関し原点に立ち戻って検討を行うこととする。

#### (主な具体例)

- ・他の工事との連携強化、同調施行等によるコスト縮減の推進
- ・事業の重点化・効率化を図った計画的な整備
- ・施設のグレードの再検討

#### ㉒ 技術基準等見直し

技術基準等の運用が画一的なため不経済な設計となっていないか、占用等の各種許可条件について改善する点はないかなどの視点に基づき、公共工事担当部局が所管する施設の技術基準について総点検を行うこととする。

#### (主な具体例)

- ・積算歩掛方法等施設設計基準の見直しなど関係機関への要請
- ・管渠勾配の決定方法の見直し

#### ㉓ 設計方法の見直し

最適の構造形式・施工方法等を選定するため、更に設計・手法の見直しを行うこととする。

#### (主な具体例)

- ・既設構造物の積極的な活用
- ・施設等の設計における標準的な二次製品の活用

#### ㉔ 技術開発の推進

コスト縮減に有効な民間等が進めている新技術・新工法の積極的な活用・普及を図ることを検討することとする。

(主な具体例)

- ・新工法等の積極的な活用
- ・民間新技術の積極的な導入の推進
- ・推進工事の長距離化の促進

㊦ 積算の合理化

公共工事の積算は、予定価格の算定を行うために、実態調査をベースに作成した積算基準、単価データ等をベースに実施されているが、発注機関により基準が異なることから、積算基準の統一、公開、機動性の向上等について検討を行うこととする。

(主な具体例)

- ・積算基準の改訂に関する機動性の向上
- ・単価及び歩掛等経費の取り扱いについて、国・県に要請

② 工事発注の効率化に関すること。

㊦ 公共工事の平準化の推進

公共工事の実施量については、年間を通じた平均的な発注に心がけているところであるが、今後も計画的により一層年間を通じて一定量となるよう平準化に努め、労働力・材料の有効利用、資材単価の安定を図ることとする。

(主な具体例)

- ・工事の早期発注、計画的かつ迅速な発注による平準化
- ・国庫債務負担行為等の活用による円滑な事業の推進

㊦ 適切な発注ロットの設定

公共工事の効率的な執行を図り、コスト縮減に資するため、中小建設業者等の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を進めることとする。

(主な具体例)

- ・適切な発注ロットの設定を検討、推進

㊦ 入札・契約制度の検討

入札・契約制度については、より一層の透明性、客観性及び競争性を基本とし、公正な制度の確立を図るべく、最低制限価格制度の見直しなどの検討を行うこと

とする。

(主な具体例)

- ・低入札価格調査制度の段階的導入の検討
- ・最低制限価格制度の検討
- ・新たな入札・契約方式導入の検討

④ 諸手続の電子化等

入札・契約手続、工事の施工等の各種書類の提出について、各発注者の様式の統一化等を進めるとともに手続を合理化し、電子化する方策を検討することとする。

(主な具体例)

- ・工事関係書類の統一化、電子化の検討
- ・電子化による既存データの有効活用

③ 工事構成要素のコスト縮減に関すること。

① 資材の生産・流通の合理化・効率化

資材の生産面における非効率性など生産・流通慣行を改善し、効率化の推進に努めることとする。

(主な具体例)

- ・物流に係る諸規制の緩和等を要請

② 資材調達のための諸環境の整備

資材の調達については、品質を確保しつつ、多様な資材調達の環境整備の推進や規格・サイズ等の集約による生産効率の向上を図るとともに品質検査等の簡素化の見直しを検討することとする。

(主な具体例)

- ・海外資材の積極的な活用
- ・二次製品の使用承認願いの簡素化

③ 優良な労働力の確保

建設技術者の安定的な確保を図るため、年間を通じた業務量の平準化、高齢化対策、若年労働者の確保等条件整備を図ることとする。

(主な具体例)

- ・ 工事発注の平準化による労働力の確保

㉑ 建設機械の有効利用

工事発注時期等の調整により建設機械の効率的な利用を図ることとする。

(主な具体例)

- ・ 工事発注時期の調整による有効活用

④ 工事実施段階での合理化・規制緩和等に関すること。

㉒ 労働安全対策

労働者の安全の確保を図るとともにその対策の効率化を図り、発注者の考え方が十分受注者に伝わるよう一層の対策を行うこととする。

(主な具体例)

- ・ 安全パトロールの更なる実施

㉓ 交通安全対策

道路使用許可申請に対する早期許可など手続きの合理化並びに現場の状況により、通行止め等集中工事の実施などを図ることとする。

(主な具体例)

- ・ 現場の状況により、通行止めによる作業日数の短縮

㉔ 環境対策

住民の健康保護、地球環境に留意した建設資材の使用と技術の進歩に伴い低騒音型建設機械の選定を図ることとする。

(主な具体例)

- ・ 低騒音型建設機械の機種選定の見直し

㉕ 建設副産物対策

建設副産物については、資源の有効利用、環境保全の見地から、発生量の減少、リサイクル率の増加、公共工事間の連携の強化などを図ることとする。

(主な具体例)

- ・ 建設副産物の発生量の抑制
- ・ 再生資源の積極的活用



- ・公共工事間での建設副産物の利用促進と情報交換の充実

⑥ 埋蔵文化財調査

埋蔵文化財については、わが国の歴史、文化等の貴重な遺産であるが、公共工事の観点から、工事遅延、調査費の増大等の問題が生じないように連絡調整の円滑化、調査の効率的実施、調査範囲・費用等の標準化等について検討を行うこととする。

(主な具体例)

- ・埋蔵文化財調査の効率化、調査範囲・費用等の標準化

⑦ 建築基準法、消防法等

建築基準法については、確認申請手続きの迅速化について検討することとする。

消防法については、届出や検査方法の簡素化、迅速化、円滑化を検討することとする。

(主な具体例)

- ・確認申請手続きの迅速化

⑤ その他

公共工事コスト縮減の意義、重要性について職員及び関係者の意識の高揚に努めることとする。また、公共事業の推進に当っては、PFI法案の動向も踏まえつつ、民間との共同事業方式の可能性について検討することとする。

(主な具体例)

- ・講習会、研修会、会議等での周知・啓発及び研修機会の拡大
- ・民間との共同事業方式の検討

### 3 公共工事コスト縮減の目標

#### (1) 考え方

市民にわかりやすい指標を示すため、本行動計画においては、公共工事コスト縮減に関する具体的数値目標を設定します。

国、県の行動計画及び本行動計画に示された施策のうちには、その効果が得られるまでに時間の要するものが多いことを考慮する必要があるため、ここで示す数値目標は、すべて実施され、十分な効果が発現した時点での数値を推計したものであります。

## (2) 数値目標

数値目標は、10%以上縮減することを目指しますが、この数値は、行動計画に盛り込まれた具体的施策を平成11年度から12年度にかけて実施し、十分な効果が発現した時点での数値を推計したものであります。

施策実施と効果発現には、時間差が生じる場合が多いので、できるだけ早期に施策を完了し、縮減効果が得られるよう最大限の努力が必要であります。

## 4 フォローアップ

### (1) 実施方法

本行動計画の実施状況は、公共工事コスト縮減対策推進委員会幹事会においてフォローアップし、「津市公共工事コスト縮減対策推進委員会」に報告します。

### (2) 実施内容

フォローアップにあたっては、本行動計画に示した各施策について、その実施状況を検証し、それらによる公共工事のコスト縮減について評価するものとします。

### (3) 行動計画の見直し

各部課が連携しつつ、本行動計画策定後も引き続きコスト縮減のための新たな課題、施策の抽出を継続し、実施に移していくものとし、3年後を目途に本行動計画の内容の見直しを行うものとします。

コスト縮減のための具体的施策

目次

(1) 公共工事の計画・設計等に関する施策	-----	9
(2) 公共工事発注の効率化等に関する施策	-----	13
(3) 工事構成要素のコスト縮減	-----	14
(4) 公共工事実施段階での合理化・規制緩和等	-----	14
(5) その他	-----	16
(6) 津市公共工事コスト縮減対策推進委員会設置要綱	-----	17
(7) 行動計画策定の検討経緯	-----	19



公共工事コスト縮減に関する具体的施策

項 目	具 体 的 施 策	施 策 の 内 容	実 施 時 期 等	備 考
1 工事の計画・設計等に見直しに関する施策				
a 計画手法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同調施行による事業の効率化</li> </ul>	<p>道路整備等において、他の占用物件工事等との整合を考慮し事業の効率化を図る。</p>	実施中	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設整備における維持管理コストの縮減方策の検討</li> </ul>	<p>道路、公園等公共施設の維持管理に係るコストを考慮し、縮減方策を検討し、実施する。</p>	平成11年度	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設のグレード（華美過大）の再検討</li> </ul>	<p>施設機能を考慮し、必要以上にグレードを求めず維持管理のしやすいものとする。</p>	実施中	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的な計画による事業の推進</li> </ul>	<p>各事業実施計画を基本に効率的また、地域特性を踏まえた事業の推進。</p>	実施中	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地質調査資料等既存資料の有効活用</li> </ul>	<p>工事施工に伴う事前のボーリング調査資料を近隣での工事に有効活用するなど既存資料の有効活用を図る。</p>	実施中	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の重点化・効率化を図った計画的な整備</li> </ul>	<p>重点的な投資を行い、投資効果の早期発現を図りつつ計画的な整備を行う。</p>	実施中	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境を考慮した整備計画の見直し</li> </ul>	<p>市街地に残された数少ない自然を将来も残していくため、極力自然を活かした整備手法を採用していく</p>	平成11年度	

項目	具体的施策	施策の内容	実施時期等	備考	
b 技術基準等見直し	・コンクリート規格の見直し	構造物毎に規定されている規格を見直し規格の統一を図る。	平成11年度		
	・二次製品を使用する場合の諸経費率の見直し	諸経費率に二次製品による補正係数を乗じて算出することにより工事費の縮減が図れるよう設計標準の見直しを要請していく。	平成11年度		
	・小型プレキャスト(側溝、集水枙等)の据え付け機械の検討	道路幅員が狭い工事現場などにおけるトラックレーンの使用をバックホーによる据え付け方法の採用について設計標準の見直しを要請していく。	平成11年度		
	・積算歩掛方法の検討	現場の状況にあった機械の採用ができるよう設計標準の改正を要請していく。	平成11年度		
	・管渠勾配の決定方法の見直し	末端支線管渠について最大流速時の掃流力を考慮し緩やかな管渠勾配にし、管渠埋設位置を浅く出来るよう検討する。	平成11年度		
	・マンホール設置基準の改訂	管渠口径により標準的な距離が決められているが、維持管理技術の向上を踏まえ、設置間隔を大きく出来るよう検討する。	実施中		
	・道路埋設基準の見直し	管渠強度等の向上を踏まえ、道路埋設基準の改正を要望する。	平成11年度		

項	目	具 体 的 施 策	施 策 の 内 容	実 施 時 期 等	備 考
c	設計方法の見直し	・新材料、新工法の実施	小口径マンホール、簡易マンホールの採用及び土留支保工として軽量金属支保工を採用していく。	平成11年度	
		・営繕工事における設計の統一化・標準化等	規格部品等の導入の促進を図る等、建築物の規格、仕様等について設計の標準化、統一化を図る。	実施中	
		・基礎コンクリートにおけるプレキャスト製品の活用	交通量の多い道路等においてプレキャスト製品の積極的な活用により工期の短縮を図る。	実施中	
		・ゴム系側溝目地材使用の推進	目地材をモルタルからゴム系に変えることによる工期の短縮及び経費の縮減を図る。	検討中	
		・補強土壁工法の活用	施工場所の条件により従来の擁壁工法を補強土壁工法に変えることにより工期の短縮等を図る。	実施中	
		・材料・機器等の仕様見直し	電気機械設備について、施設の規模に応じて汎用品の利用を促進するよう仕様の標準化を行う。	平成11年度	
		・植栽樹木の低木、幼木等の採用	緩衝緑地等の造成について、より小径の樹木、苗木等の植栽を積極的に行う。	平成11年度	
		・シールド工事・推進工事における長距離施工	機械の耐久性並びに能力増の機器を採用することにより、発進・到達立坑数を削減し長距離化を図る。	実施中	

項 目	具 体 的 施 策	施 策 の 内 容	実 施 時 期 等	備 考
	・ 情報ネットワークの拡充	発生材再利用の促進を図るため庁内だけでなく情報システムをOA化し利用の拡大を図る。	平成11年度	
e 埋蔵文化財調査	・ 埋蔵文化財調査の簡素化	現場の状況により、入力による調査を機械による調査にすることにより、工期の短縮と経費の縮減を図る。	平成11年度	
f 建築基準法、消防法等	・ 建築基準法における確認申請手続きの迅速化の推進 ・ 消防法における届出や検査方法の検討	手続の迅速化を図るための方策を検討する。 届出や検査方法の簡素化、迅速化、円滑化を検討する。	実施中 平成11年度	
5 その他	・ 設計者の資質の向上 ・ 民間との共同事業方式の検討	コスト縮減に係る意識の向上を図るため、研修機会の拡大と事業課内部での研修、相互点検などを徹底する。 建物の建設、管理運営をはじめ公共事業の推進に当り、いわゆるPFI法案の動向も踏まえつつ、民間との共同事業方式の可能性について検討する。	実施中 平成11年度	